

令和3年度 改正建築物省エネ法

講習テキスト

(中規模建築物設計者用)

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

1. 建築確認・省エネ適合性判定に係る手続き

(1) 全体の流れ

建築確認及び省エネ適合性判定（適合義務）に関する、全体の手続きと流れは、以下のとおりとなっています。

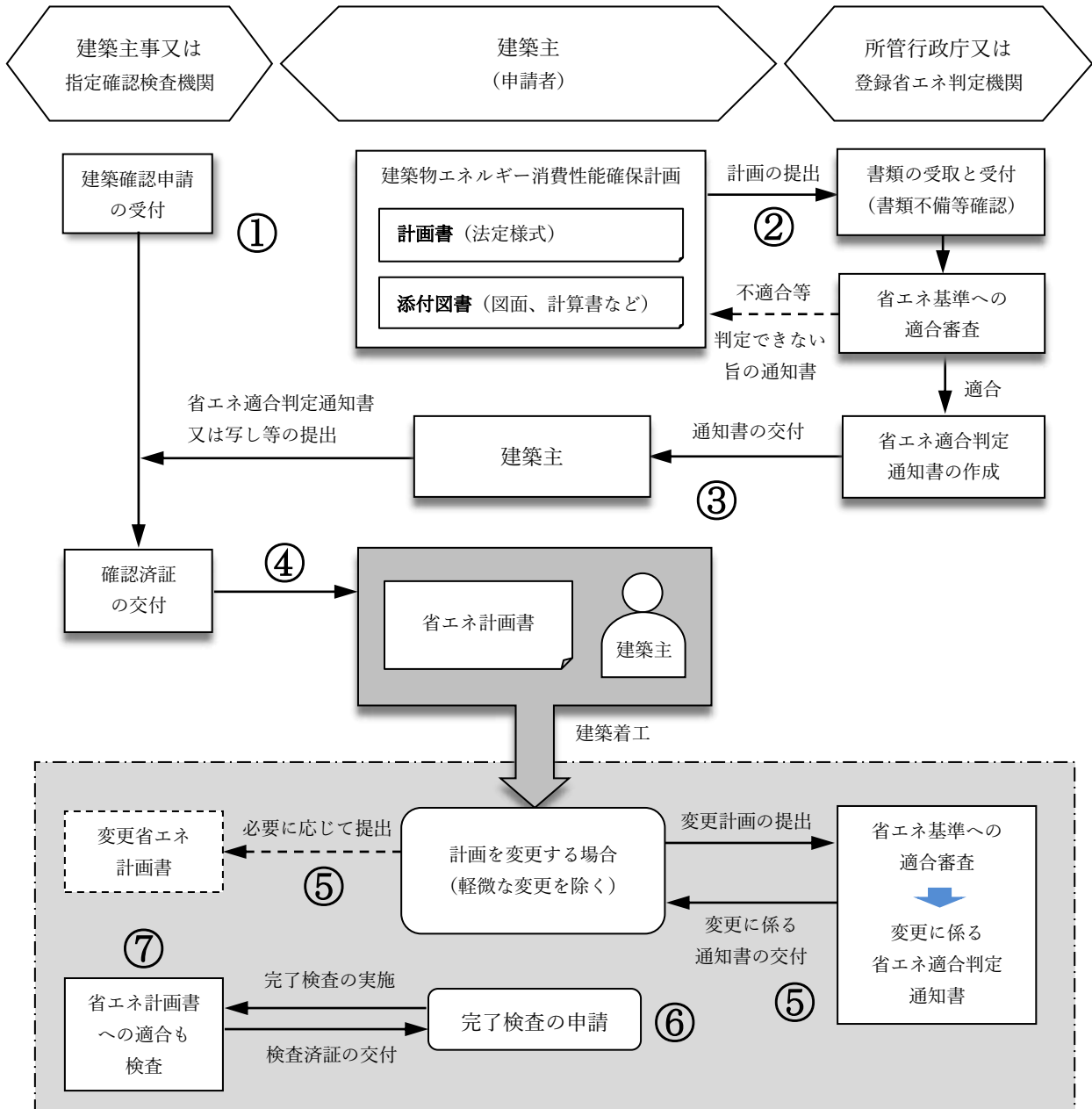


図 3-1-1 建築確認及び省エネ適合性判定に係る手続きの基本的な流れ

(2) 具体的な手続き

①から⑦の各段階における具体的な手続きを、以下に記載します。

なお、建築物省エネ法に基づく大臣認定やエコまち法に基づく低炭素建築物認定等を取得すると、当該図書等を活用した手続きを行うことも可能となりますが、その際の手続き等については、別途公開される「建築物省エネ法に基づく規制措置・誘導措置等に係る手続きマニュアル」などの、より詳細なマニュアルをご参照ください。

① 建築確認申請の受付（建築主 ⇒ 建築主事又は指定確認検査機関）

i 申請に必要な図書等

建築確認申請に必要な図書等は、建築基準法施行規則に定めていますが、適合義務制度の対象となる場合には、追加で記載が必要となる事項等があるため、以下を参考に記載を行ってください。

表 3-1-1 省エネ基準に係る確認申請に関する図書等

■ 様式	
第二号様式	確認申請書（建築物）
第二面	【8.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】欄に、省エネ計画の提出の要否（適合義務対象かどうかの判断）や、提出している場合の提出先等の情報を記載します。
■ 添付図書等	
第一条の三	省エネ計画の提出の要否を判断した、その根拠を床面積求積図や各階平面図などに明示します。

ii 確認事項の概要

建築確認における審査では、適合義務対象かどうかを確認されることとなります。具体的な省エネ措置の内容に関しては、建築確認での審査対象とはなりませんので、建築確認申請に係る図書等に明示する必要はありません。

② 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出（建築主 ⇒ 所管行政庁又は登録省エネ判定機関）

i 申請に必要な図書等

省エネ適合性判定に必要な図書等は、建築物省エネ法施行規則に定めてあり、次のとおりとなっています。申請に際しては、これらの図書を正副2部、所管行政庁又は登録省エネ判定機関に提出することとなります。

- a. 計画書（正本及び副本）
- b. 添付図書2部
 - ・ 設計内容説明書
 - ・ 各種図面、計算書
- c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

上記bで求められている具体的な添付図書は、以下に示す図書等となります。

なお、中規模建築物の場合、以下で示す各図書を作成していないケースもあります。その場合、各図書の明示すべき事項を、別の図書に明示することも可能となっています。

表 3-1-2 省エネ適合性判定に必要な図書等

イ 建築物の構造等に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下「エネルギー消費性能確保設備」という）の位置
仕様書（仕上げ表を含む）	部材の種類及び寸法
	エネルギー消費性能確保設備の種別
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能確保設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
	エネルギー消費性能確保設備の位置

断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書等	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

□ 建築物のエネルギー消費性能に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
	節湯器具の種別及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備*	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書	
昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	
空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
給湯設備	給湯設備の位置及び連結先

空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備※	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	
空気調和設備	縮尺
	空気調和設備の有効範囲
	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
	給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
照明設備	縮尺
	照明設備の位置
給湯設備	縮尺
	給湯設備の位置
	配管に講じた保温のための措置
	節湯器具の位置
昇降機	縮尺
	位置
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備※	縮尺
	位置
制御図	
空気調和設備	空気調和設備の制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
照明設備	照明設備の制御方法
給湯設備	給湯設備の制御方法
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備※	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能確保に資する建築設備の制御方法
※ 「空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備」とは、太陽光発電設備やコージェネレーション設備などが該当	

ii 確認事項の概要

省エネ適合性判定における審査では、以下の（イ）及び（ロ）について確認を行います。

（イ） 省エネ基準に適合していることの確認

省エネ計算書の計算結果により、省エネ基準に適合していることの確認を行います。ここで適合が求められる省エネ基準の水準は、新築時期が、現行の省エネ基準が制定された平成 28 年 4 月 1 日の前か後かに応じ、以下のとおりとなっています。

表 3-1-3 適合義務に係る適合基準の水準

対象用途	適用基準	適合基準の水準 [※]	
		平成 28 年 4 月以降に 新築された建築物	平成 28 年 4 月時点で 現に存する建築物
非住宅	一次エネルギー 消費量基準	1.0	1.1

※一次エネルギー消費量基準については、「設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」／「基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」（BEI）が表中の値以下になること

なお、具体的な省エネ計算は、国立研究開発法人建築研究所（以下「建築研究所」と記載します）のホームページ上に設けられた、専用 Web プログラム（以下「非住宅用 Web プログラム」と記載します）により行うこととなります。必要な事項を入力し、計算結果の出力を行うと、省エネ基準への適合・不適合の表示や、入力した内容などが出力されますので、申請図書として添付することとなります。

（ロ） 計算内容と図面が整合していることの確認

非住宅用 Web プログラムを用いて計算・出力を行うと、当該プログラムに入力された内容も併せて出力されますので、その内容が図面等と整合していることの確認が行われることとなります。具体的には、計算で用いた設備機器等の性能や仕様の確認となりますが、以下の点を中心に確認が行われます。

・省エネ基準で計算可能な設備機器等であること

バイオマスや河川水利用など、個別性の高い特殊な設備は、現状の非住宅用 Web プログラムでは、性能値を入力しての計算は行えません。そのような特殊な設備を使用する場合は「建築物省エネ法に基づく規制措置・誘導措置等に係る手続きマニュアル」をご参照ください。

- ・入力された性能値が規定された規格等に基づく値であること
設備機器の種別ごとに、JIS 等の所定の規格に基づく値を入力することが定められています。設計段階で使用する機器の種別等が明確に決定していない場合、設計図面において機器種別、性能値やその性能値に基づく規格などを明示した上、完了検査の段階で当該性能の有無を確認することになります。

③ 省エネ適合判定通知書の交付（所管行政庁又は登録省エネ判定機関 ⇒ 建築主）

i 省エネ適合判定通知書の交付

審査が終了し、適合と認められた場合、所管行政庁又は登録省エネ判定機関から「省エネ適合判定通知書」の交付が行われます。

その際、併せて計画書の副本及びその添付図書が返却されますが、その後の完了検査申請などの手続きに必要となるため、保管しておく必要があります。省エネ計画の提出から適合性判定結果の通知を受けるまでに要する期間は、以下のとおりとなっています。

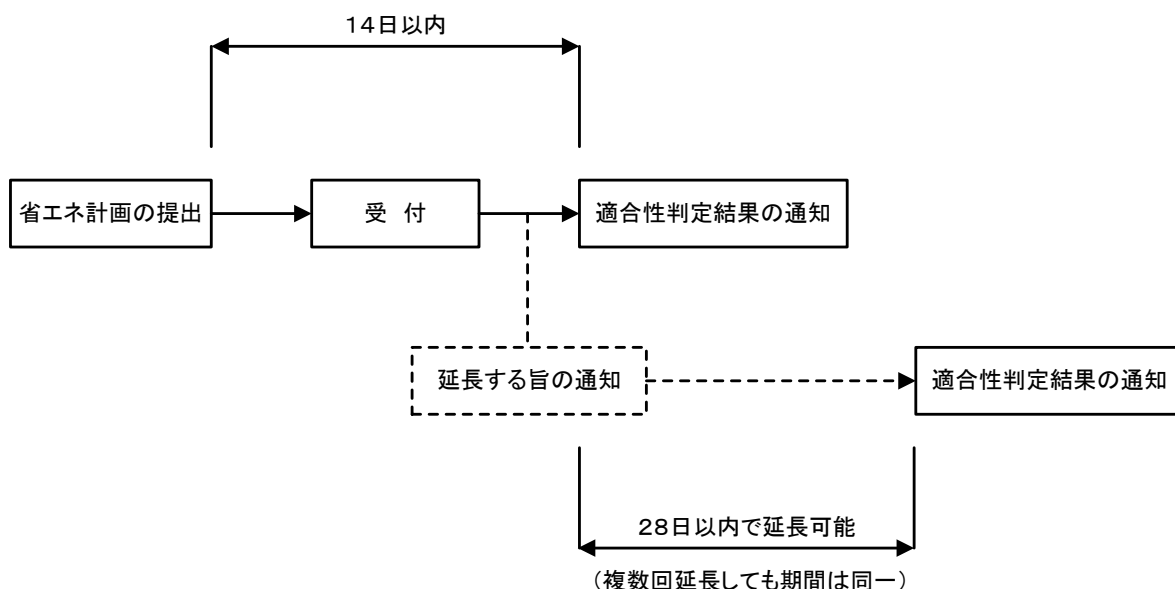


図 3-1-2 省エネ適合性判定結果の通知までの流れ

④ 確認済証の交付（建築主事又は指定確認検査機関 ⇒ 建築主）

建築主事又は指定確認検査機関から、確認済証の交付を受けるため、次の書類を提出することが必要となります。

・省エネ適合判定通知書の写し

③により、所管行政庁又は登録省エネ判定機関から交付を受けた「省エネ適合判定通知書」の写し

・計画書の写し

③により、所管行政庁又は登録省エネ判定機関から返却を受けた計画書の副本の写し

⑤ 計画変更時の手続き（建築主 ⇒ 所管行政庁又は登録省エネ判定機関、建築主事又は指定確認検査機関）

i 省エネ適合性判定に係る「計画変更」の手続き

省エネ計画の変更を行う場合（軽微な変更^②に該当する場合は除く）当該工事に着手する前に、その変更後の計画の提出を所管行政庁又は登録省エネ判定機関に対して行う必要があります。基本的な手続きなどは②と同じ手順となりますが、申請に必要な図書等は以下の2つとなります。（直前の省エネ適合性判定を受けた機関と同一の機関に提出する場合）

a. 変更計画書（正本及び副本）

b. 添付図書のうち、当該変更に係るもの2部

変更に係る審査が完了した後、変更に係る省エネ適合判定通知書の交付が行われ、変更計画書の副本及びその添付図書の返却が行われます。

ii 建築確認に係る「計画変更」の手続き

省エネ計画に係る変更等があっても、建築基準法に影響を及ぼさない変更である場合、建築基準法上の手続きは不要となります。

一方、省エネ計画に影響を及ぼさない変更であっても、建築基準法の計画変更等が必要となる場合は、これまでと同様に建築基準法に基づく手続き等が必要となります。

⑥ 完了検査の申請（建築主 ⇒ 建築主事又は指定確認検査機関）

省エネ基準適合義務対象建築物の完了検査では、建築基準法への適合確認と併せて、省エネ基準への適合も検査を受けることとなります。

完了検査申請に必要な図書等は、建築基準法施行規則に定めていますが、適合義務制度の対象となる場合には、追加で記載が必要となる事項等があるため、次を参考に記載を行ってください。

表 3-1-4 省エネ基準に係る完了検査申請に関する図書等

■ 様式	
別記第 19 号様式	完了検査申請書
第二面	【4.工事監理者】【ト.工事と照合した設計図書】欄に、確認申請に係る設計図書のほか、省エネ適判に要した設計図書を記載します。
第四面	備考欄に、省エネ基準に係る工事監理の状況が記載されていること、又は、当該様式の備考欄を補足するものとして「省エネ基準工事監理報告書」を添付します。
■ 添付図書等	
第四号	省エネ適判に要した図書及び書類（計画変更の省エネ適判を受けた場合は、当該図書及び書類を含む）
第五号	軽微な変更説明書（軽微な変更を実施している場合）
第六号	特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類

省エネ計画書から変更が生じており、かつ、省エネ計画の計画変更該当しない場合、第五号で定める「軽微な変更説明書」を提出することが必要となります。

建築物に使用する設備機器等は、現場で頻繁に変更されることも多く、かつ、建築物省エネ法に基づく軽微な変更はかなり広範な変更まで対応可能であるため、「軽微な変更説明書」を活用するケースは多いと考えられます。

ただし、軽微な変更となるケースにおいても、その変更の内容に応じ、手続きが異なる場合があるため、注意する必要があります。

⑦ 完了検査の実施（建築主事又は指定確認検査機関 ⇒ 建築主）

完了検査では、通常の完了検査に係る検査事項に加え、⑥で提出を受けた図書等により、省エネ計画どおりに施工されていることの確認を受けることとなります。なお、完了検査の受検に際しては、以下の点にご注意ください。

- ・ 空気調和設備、換気設備、給湯設備、照明設備及び昇降機などが検査対象

これまで、完了検査の対象とならなかった設備機器などが検査対象となります。これは、A・B・C 工事などの工事区分に関わらず、該当する設備は全て検査対象となりますので、ご注意ください。

- ・完了検査時点での省エネ計画との整合を確認

完了検査時点における、省エネ計画との整合確認が行われます。例えば省エネ計画で、空気調和設備の設置が無いことが記載されていれば、完了検査では空気調和設備が設置されていないことの確認を行うこととなります。

計画書に記載されていない機器等が設置されている場合は、完了検査申請時に「軽微な変更説明書」を提出するなどの、事前の手続きが必要となります。

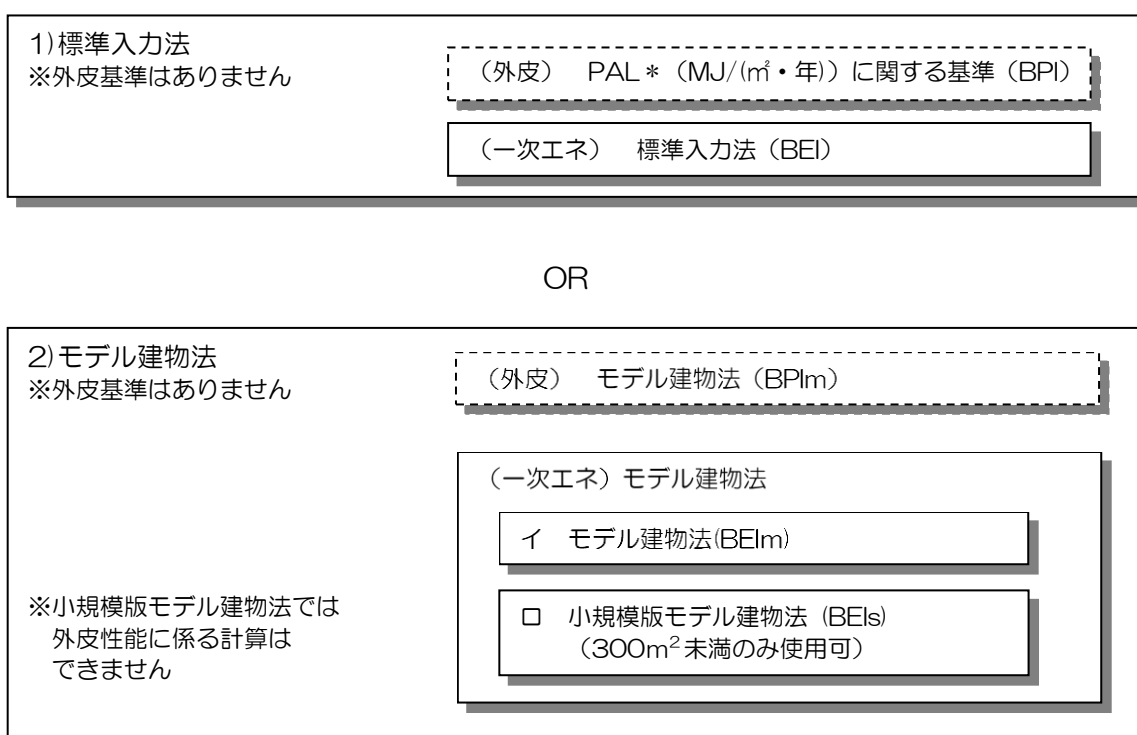
建築主事又は指定確認検査機関による検査の結果、工事が直前の省エネ適合性判定等に要した図書どおりに行われていることが確認された場合、検査済証の交付を受けることとなります。

2.非住宅用途に係る計算方法等の概要

建築物省エネ法の省エネ基準に基づく外皮性能及び一次エネルギー消費性能に係る計算方法は、非住宅用途と住宅用途で計算方法が異なるほか、計算結果の精度等に応じ、それぞれ複数の方法が用意されています。そのため、非住宅用途と住宅用途の複合建築物の場合、それぞれの用途ごとに計算を分ける必要がありますので、ご注意ください。

非住宅用途における、外皮性能及び一次エネルギー消費性能の評価に係る計算方法の構成の概要は、下図のとおりとなっています。（図で外皮性能は「外皮」、一次エネルギー消費性能は「一次エネ」と記載します）

<非住宅用途に係る計算方法の構成>



各計算方法では、その入力する情報の詳細さが異なっており、一般的に①標準入力法、②モデル建物法、③小規模版モデル建物法の順に精度の高い計算方法となっています。

なお、いずれの計算法も手計算で行うことはできませんので、計算及び適合の確認については、建築研究所ホームページ上に設けられた専用 Web プログラム (非住宅用 Web プログラム) を使用します。

非住宅用 Web プログラムには、次の3つのプログラムが用意されており、用いる制度などに応じ使い分けることとなります。

- ① エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）：標準入力法
- ② モデル建物法入力支援ツール：モデル建物法
- ③ 小規模版モデル建物法入力支援ツール：小規模版モデル建物法

① 標準入力法

建築物に設ける全ての室単位で床面積、外皮性能、設置設備機器等の情報を基に計算を行う、最も詳細な計算法となっています。

特徴としては、室単位で入力を行う計算法となっているため、複数用途の建築物であっても一度の計算で省エネ基準への適否判断を行うことが可能となります。その反面、室数が多い建築物では、入力が非常に煩雑となります。

なお、建築研究所の計算プログラムにおいては、一次エネルギー消費量のほか、外皮性能（PAL*）も併せて算出されるようになっています。

② モデル建物法

室単位ではなく建築物全体としての外皮性能や、主たる室用途の設備機器の情報を入力する簡易計算法となっており、省エネ適合性判定では最も利用されている計算法となっています。

特徴としては、あらかじめ定められたモデル建物用途にあてはめ計算を行う方法となっていますので、入力項目が少なく、かつ、分かり易い内容となっています。その反面、複数用途を有する場合、その用途ごとに計算を行う必要があります。（プログラム上では、複数用途集計の機能も用意されています）

なお、建築研究所の計算プログラムにおいては、一次エネルギー消費性能のほか、外皮性能（BPI_m）も併せて算出されるようになっています。

③ 小規模版モデル建物法

今回の建築物省エネ法改正に伴い新たに追加された計算方法となっています。②で記載するモデル建物法による計算を、使用設備機器等が限定される小規模非住宅建築物用に、さらなる簡略化を行った計算法となっています。

特徴としては、一般的な小規模非住宅建築物での使用が想定される機器等を中心に、入力事項を大幅に減らした、より簡易なものとなっています。その反面、例えば昇降機や太陽光発電設備、コージェネレーション設備といった、一部の機器等の入力には対応していないケースがあり、評価結果も安全側の数値（性能の低い値）となっています。

また、本計算法の適用対象は 300m²未満の非住宅建築物 となっているため、説明義務あるいは一部の届出義務のみにしか用いることはできません。

なお、ここで記載するいずれの計算法についても、設置する個別の設備機器等に係る種別もしくは性能値等の情報が必要となります。これらの性能値等については、JISなどの一定の規格等に基づく値である必要がありますので、準拠規格等が確認できるカタログ等を活用するほか、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上に設けられた、各設備機器に係る計算上必要となる性能値に関するポータルサイトを利用することも可能となっています。



住宅性能評価・表示協会ホームページ上の設備機器等ポータルサイト

3.参考情報

(1) 国立研究開発法人建築研究所ホームページ

①

②

③

住宅用プログラム

非住宅用プログラム

<https://www.kenken.go.jp/>

(2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ

「省エネ適合性判定を行う申請窓口の検索」

<https://www.hyoukakyukai.or.jp/>

対象物件の建設地で検索

都道府県	都道府県: (選択してください)
市区町村	市区町村: (選択してください)

検索

検索した地域の所管行政庁が表示

区分	一般特定行政庁
所管行政庁名	東京都
対象建築物	全ての建築物
申請窓口	担当課名 郵便番号: 住所: TEL: メールアドレス: HPアドレス:
	登録省エネ適合機関に委任する業務範囲
委任しない業務	計画通知案件に係る適合性判定
	届出制度において活用する書類について
住宅性能評価書	<input type="radio"/>
BEL S 評価書	<input type="radio"/>
その他	-

検索した地域で業務を行う登録省エネ判定機関が表示

機関名	HP	電話番号
×××株式会社	https://www.kenken.go.jp/	
〇〇〇株式会社	https://www.kenken.go.jp/	

各機関の申請窓口・混雑状況が表示

機関名	支店名	連絡先	混雑状況
×××株式会社	本店	〇〇課 住所: TEL: メールアドレス:	○
×××株式会社	××支店	〇〇課 住所: TEL: メールアドレス:	○

○: 1週間以内に着手可能
○: 1週間以内に着手出来ない可能性有り
△: 1週間以内に着手困難

(3) 建築物省エネ法に関する情報提供・サポート窓口等

○ 制度の詳細について

国土交通省建築物省エネ法のページをご参照ください

URL : https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

○ 改正建築物省エネ法に関する解説動画

改正建築物省エネ法 オンライン講座 (国土交通省)

URL : <https://shoenehou-online.jp/>

○ 制度・省エネ基準に関するご質問

- ① 住宅及び建築物に関する省エネルギー基準・計算支援プログラムの操作等について
- ② 省エネ適合性判定、省エネ措置届出に関する一般的な事項について

省エネサポートセンター (一財) 建築環境・省エネルギー機構

受付時間：平日 9:30～12:00／13:00～17:30

TEL : 0120-882-177

メール：〔住宅〕 hsupport@ibec.or.jp 〔非住宅〕 bsupport@ibec.or.jp

URL : http://www.ibec.or.jp/ee_standard/support_center.html

○ 設計・工事監理に関するご質問

- ① 適合義務、届出義務、説明義務対象建築物に係る設計における省エネの仕様、数値等の扱い等について
- ② 適合義務、届出義務、説明義務対象建築物に係る工事監理における省エネ基準への適合確認の方法等について

建築物省エネ アシストセンター (一社) 日本設備設計事務所協会連合会

受付時間：平日 10:00～12:00／13:00～16:00

TEL : 03-5276-3535

FAX : 03-5276-3537

メール : assist_center01@jafmec.or.jp

URL : <https://www.jafmec.or.jp/eco/#eco02>

○ 各種マニュアル、テキスト等の掲載先

下記に記載するマニュアル、テキスト等は、国土交通省の公開する以下のページよりダウンロードすることができます。

- ・ 建築物省エネ法に基づく規制措置・誘導措置等に係る手続きマニュアル
- ・ 中規模建築物事例 設計・監理資料集
- ・ 省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査マニュアル
- ・ 改正建築物省エネ法 オンライン講座テキスト

URL : <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>

改正建築物省エネ法講習テキスト(中規模建築物設計者用)

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
東京都中央区八丁堀 2-21-6 八丁堀 NF ビル 6F
TEL 03-3552-1281 (代)
E-mail shoene@njr.or.jp

©Japan Association of Architectural Firms, 2021
本の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています